

穴栗市病児・病後児保育事業



病児・病後児保育とは

病気などで、児童が保育所等での集団生活が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的にお預かりする制度です。

対象児童

以下の全てに該当する児童

- 保護者が穴栗市に居住または勤務している児童、または保護者がたつの市、佐用町、上郡町に居住している児童
- 概ね生後6か月以上の乳児・幼児または小学校に就学している児童
- 症状が安定しており当面症状の急変は認められないが、病気や怪我で集団保育が困難な児童
- 保護者の就労、疾病、その他の事由により、家庭において保育が困難な児童

対象となる疾患

- 子どもが日常的にかかる病気（風邪、下痢等）
- 感染症（インフルエンザ等）
- 外傷性疾患（骨折、ケガ等）

協力医療機関：公立穴栗総合病院

- ※ 児童の当日の病状によっては、お断りする場合があります。
- ※ 慢性疾患や外傷性疾患、持病がある児童については、利用登録時に要面談となります。
- ※ 病気の急変の可能性が高い場合や、入院加療の必要な場合等はお預かりできません。

実施場所

穴栗市病児保育室 『そらまめ』

〒671-2576 穴栗市山崎町鹿沢91番地20 （裏面に地図）

※看護師1名、保育士1名で保育します。

利用定員

1日あたり3名

※症例により3名受け入れることができない場合があります。

利用日数

1疾病につき連続7日まで

※医師による連絡票は7日間有効です。

利用時間

月曜日～金曜日
7:45～17:45

※土日、祝日、年末年始は
休所日です。

利用料

1日あたり 1,000円

※お子様をお預かり時にいただきます。
おつりのないようお願いします。

定員に満たしていない
場合は、**当日申請**
（当日受付）が可能！

利用の方法は
裏面へつづく



※病児・病後児保育は、幼児教育・保育無償化の対象事業です。（無償化には条件あり）

※医療費等の実費額は保護者負担です。



利用の方法

原則事前に

受付時間：午前7時45分～午後5時45分（土日・祝日、年末年始は除く）

利用日の当日まで

当日

① 利用登録

- ・ **原則、事前登録が必要です**（有効期間は登録日から当該登録日の属する年度末まで）
必要書類：「病児・病後児保育事業利用登録申請書」「母子健康手帳」
提出先：穴栗市病児保育室、子育て支援課、一宮保健福祉課、波賀保健福祉課、千種保健福祉課
※病児保育室以外は、受付時間：午前8時30分～午後5時15分

② 仮予約

- ・ 利用しようとする**当日までに病児保育室へ電話で仮予約**する。（先着順）

③ 受診する

- ・ 穴栗市病児保育室に仮予約後、**医療機関で医師の診察**を受ける。
医師記入の「病児・病後児保育連絡票」を受け取る。※病状により発行できない場合があります。
（連絡票の費用は個人負担）

④ 本予約

- ・ 医師の「病児・病後児保育連絡票」の有無に関わらずその**結果を電話で連絡**する。

⑤ 利用申請

- ・ 利用日の**当日までに**「病児・病後児保育事業利用申請書」と「病児・病後児保育連絡票」と「薬投与依頼書」を穴栗市病児保育室に提出する。
（FAX可）FAX番号：62-8686

⑥ 利用する

⑤の書類をFAXされた方は、利用時に原本をお持ちください。
次の★持参するもの★をよく確認して、予約日時にお越しください。



定員（3名）に満たしていない場合は、①利用登録～⑤利用申請の**当日申請が可能**です。

利用予約の**キャンセルは、遅くとも当日朝8時までに**「そらまめ」へ連絡してください。

★持参するもの★

- ・ 健康保険証
- ・ 乳幼児等医療費受給者証
- ・ **昼食（レトルト可：おかゆ、カレー等）**
- ・ おやつ、飲み物 ※レトルト可
- ・ コップ、スプーン
- ・ 着替え、タオル等（必要枚数）
- ・ 汚れた服等を入れるもの

（必要に応じて）

- ・ 薬（1回分ずつに分ける）、薬の説明書
- ・ 薬投与依頼書（様式はネット及び窓口に設置有）
- ・ 哺乳瓶、粉ミルク（1回ずつの分量分けたもの）
- ・ 紙おむつ、おしりふき、食事用エプロン
- ・ 使用済みの紙おむつ等を入れるもの

※昼食：レンジ対応容器付
めん類のあたため可
＜電子レンジ設置有＞

～病児・病後児保育施設周辺～

